

身分証明書

- (1) 日本国籍の場合……身分証明書の添付（本籍地の市区町村で発行）
禁治産者、準禁治産者及び破産者の宣告を受けて復権を得ない者に該当しない旨の
証明書
- (2) 外国籍の場合……住民票の添付（在留カード等の記載が必要）
（居住地の市区町村で発行）

添付の必要な人

- 代表者
 - 役員（監査役、監事を含む）
 - 政令第2条の2で定める使用人
 - 専任の宅地建物取引士
 - 相談役、顧問
- （未成年の場合は、法定代理人（両親等）を確認できる戸籍抄本及びその者の両方の証明が必要）

申請書受付時の3か月以内発行のものに限る。

申請書式がA4であるのでサイズが異なる場合は、台紙（A4）に貼って添付する。